

新 城 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会

平成 2 9 年 3 月 1 3 日（月曜日）

議会運営委員会

日時 平成29年3月13日（月曜日） 午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 平成29年請願第1号 「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 丸山隆弘 副委員長 小野田直美
委員 山崎祐一 村田康助 山口洋一 滝川健司
議長 下江洋行

欠席委員 なし

説明のために出席した者

浅尾洋平 白井倫啓 加藤芳夫

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 伊田成行 書記 松井哲也

開 会 午後 1 時30分

○丸山隆弘委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

本日は、9日の本会議において、本委員会に付託されました平成29年請願第1号について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

平成29年請願第1号を議題とします。

請願者、新城市政を考える会、共同代表、竹川誠氏、ほか3名から提出されました、平成29年請願第1号「柴田賢治郎議員の12月議会での発言に関して議会の具体的措置を求める請願書」を議題とします。

本日は、参考人として、代表太田恒久さんの出席を得ております。また、参考人の補助者として、竹川誠さん、長谷川喜一さんの出席も許可しております。

また、説明のため紹介議員として浅尾洋平議員、白井倫啓議員、加藤芳夫議員の出席も得ておりますのであわせて報告します。

この際、委員長から一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず議会運営委員会の請願審査のために御出席いただき、まことにありがとうございます。委員会を代表して心から御礼申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べ下さるようお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

初めに、参考人から請願に関して御説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いします。

紹介議員にはその後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いします。

それでは、太田恒久参考人、よろしく願いします。

○太田恒久参考人 新城市政を考える会、事務局長太田と申します。よろしく願いいた

します。

まず、お手元にある請願であります、これに賛同いただいた菊池、加藤、白井、浅尾、4名の議員の方々の賛同をいただきまして、紹介議員となっていました。

なお、これに賛同された方々の署名、既に提出してありますが、有権者の100分の1を超える署名が集まりました。短期間のうちに議会を心配される市民の方々の署名であるということで、審査員の皆さんにも重く受けとめていただければありがたいと思います。

それじゃあ、請願の趣旨ということで、平成28年12月16日の定例会において、打桐厚史議員に関する新城市議会議員政治倫理審査会結果報告について議長提案があつて、結局、打桐議員の弁明の後、反対・賛成討論が行われました。

しかしながら、打桐議員の結果報告に対しての弁明も、反対討論に立った柴田賢治郎議員の反対討論も政治倫理条例の趣旨を全く理解していないと思われる発言でした。

議会傍聴をした市民から「市議会議員としての資質が問われるのではないかと嘆きの声が聞かれました。

新城市議会として、市議会議員政治倫理条例の遵守について今後どのように対応していくのでしょうか。

柴田賢治郎議員は、反対討論の中で議会を冒瀆する不穏当と思われる発言を繰り返し、議長の5回にわたる発言注意勧告を無視し、25分間にわたって討論を続けました。

その内容は議会運営の最高規範である新城市議会基本条例に基づく政治倫理条例や政治倫理審査会及び6名の審査委員を批判、冒瀆し、審査結果をねじ曲げようとするものでした。このままでは今後議会運営の混乱を招くおそれがあります。

新城市議会が市民の負託に応え、正常な議会運営を推進していくことを切に願い、署名を添えて以下の請願をします。

請願事項として、12月議会において政治倫理審査会・審査委員を冒瀆し、政治倫理条例否定ともとれる発言は、反対討論とはいえ、議会ルールを無視した懲罰に値する大問題です。

議会として、今後の議会改革のためにも、議員である本人のためにも、柴田賢治郎議員に対して、猛省を促す具体的措置を講じることがを要請いたします。

特に、我々が、その後、傍聴者を含めまして、検討して、問題だと思ったところをちょっと挙げておきます。

まず、市政というのは、条例、これは地方自治体の法に当たります。にのっとって、運営されているわけです。

条例制定については、憲法を含む上位法との整合性を検討した上で制定されたものであります。新城市のこの議会基本条例について、あるいは政治倫理条例についても、4年間の検討した結果、制定されたものであると聞いております。単なる内規ではないということです。

それから、発言の中で、特に気になったのは、打桐議員の議員としての道義的責任を問うた政治倫理結果報告を否定するためとはいっても、新城市議会議員政治倫理条例については、丸々が議会議員が、勝手に決めた内規であると、何の根拠も示さずに断言しております。

さらに、気になったのは、日本国の法に反しているという内容の発言をしております。

そして、さらに、政倫審、審査員については、何の権限もないのに、その内規により打桐議員を裁き、トカゲの尻尾切りをしようとしていると断定しております。繰り返し断定しております。

そして、明治に定められた仇討ち禁止令まで持ち出しておるのは印象的な発言で、これはないでしょうということであります。

したがって、このような条例、すなわち法

を無視した意見を公言する議員に対して、議長、議会が何の対応もしないのであれば、新城市議会の権威は地に落ちてしまう。市民の信頼を失う。あるいは全国的にも恥をさらすことになる、そういう意味で、市民の責任として、議長、議会の毅然とした対応が求められるのではないかと思います。

また、愚弄された審査委員の議員の皆さん、あるいは条例制定に努力された議員の皆さんを含めて、真剣に対応を考えていただきたいということです。

また、先の現在行われている議会改革検討会議の中でも、条例があちこちから持ってきて張りつけたものだというようなことを言われた議員もあつたので、ショックを受けました。

そういうことを含めて、条例に関するやっぱり議員同士の共通理解、また市政は条例に基づいて運営されているんだという認識が足りないのではないかなというぐあいに、非常に危惧を感じました。

内情を踏まえて、しっかり審議をお願いしたいというぐあいに思います。よろしくお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 ありがとうございました。

以上で、参考人太田恒久さんからの説明が終わりました。

これより、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますけれども、参考人は委員長の許可を得てから御発言をお願いいたします。

また、委員に対しましては、質疑をすることができませんので、御了承願いたいと思います。

小野田委員。

○小野田直美副委員長 議場でも質問しましたけど、再度お聞きします。

具体的措置というのは、何を求めているのか、教えてください。

○丸山隆弘委員長 太田恒久参考人。

○太田恒久参考人 具体的措置というのは、これは議会自身が考えることであるというぐあいに話します。市民がこういう市政の根幹を、あるいは議会の根幹を揺るがすような状況が生まれて、今後も来る可能性が高いので、やっぱりそれをどのように、条例に対する共通理解を得るのかどうか、その具体的な方法というのをぜひ考えていただきたいという意味合いであります。

○丸山隆弘委員長 ほかにございませんか。
滝川委員。

○滝川健司委員 請願の要旨の中で少し確認させてください。

要旨の中では、反対討論とはいえ、議会ルールを無視したとありますけど、この具体的ルールというのは、どの部分を指しておられるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 太田参考人。

○太田恒久参考人 まずは、議長からの注意勧告を5回にわたって無視しているという現実がありました。それはないでしょうということです。

そして、それに対して、注意に対して、はいとは言って見えるんですけども、それだけで、続けて論議をしていました。その論が、要するに自分にとってはこういう理由で続けるんだという理由づけがあれば、まだ議長も許可されたと思いますけれども、そうでなくて、はいと言って、続けて自分の論を展開すると。しかも、その論議の内容は、条例や議会そのもの、これを否定する内容を含んでいるというぐあいに判断しました。

その一つの象徴的な例が、トカゲの尻尾切りという表現であります。勝手に決めた内規によってトカゲの尻尾切りということは、そのトカゲのほうは何かと言ったら、議会そのものを指すというぐあいに判断せざるを得ません。

だから、そういうような発言について、一応ルールを無視したというぐあいに判断して、

そのように表現しました。

○丸山隆弘委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 発言の内容がルールを無視したと言われますけども、議会運営上のルールと、要するに、この場合、その後に続く懲罰に値する発言という言葉と、その請願の要旨のほうでは、不穏当と思われる発言を繰り返すという表現になっております。

で、不穏当と懲罰の発言というのは、当然違いますよ。その辺の違いは理解されておるのでしょうか。

ですから、請願の要旨のほうでは、不穏当と思われる発言ということで、5回も注意されていると、でも無視して言った。

で、一応、請願の趣旨、今度、内容のほうでは、請願の趣旨のほうでは、議会ルールを無視した懲罰に値すると。

で、ルールとしては、あのとき、議長は発言をとめさせませんでした。注意だけだったと私は記憶しておりますし、議事録確認しても、確か発言をやめさせることはしてなかった。注意だけしてました。そんな中で、続けられての発言。発言の文言についてを言うのだったら、それはもう不穏当な発言と私は解釈しています。懲罰に値する発言であれば、あの時点で、懲罰動議にかけ懲罰に値すべきだったと私は思ってますけど、それは行われなかったし、懲罰に値する発言とは見なさなかったということがあります。

じゃあ、懲罰と不穏当の違いを理解されていないと、混同されちゃうとおかしくなってくる。

じゃあ、浅尾議員の発言は、なぜ懲罰になって、柴田議員のは懲罰にならないか。その辺の違いが理解できますか。

○丸山隆弘委員長 竹川誠補助者、許可をします。

○竹川 誠補助者 済みません、今ので、滝川さん言われたのは、それは、多分どうだろうと思ってました。というのは、一方、議会

の方は、プロです。我々は、素人です。で、山崎さんが言われたみたいに、庶民感覚として言えば、正確な概念の把握はできておりません。それをもって、あなたたちは違っているじゃないかと言われたら、我々は何もできません。

我々なりに、別に議員さんをいわゆる懲らしめるとか、そういうことの気持ちはありません。我々にできることって何かって言うと、議員さんたちをお願いすることしかできないんですよ。頼むからちゃんとやってくれと。このことをお願いするしかできないんですよ。時間がないとか、今度、選挙があるから、それまで待てないとかじゃなくて、まだ何カ月もあるんですよ。何カ月もあるのに、信用できるような議会をしてくださいということをお願いするしかないといった切実な思いで、やっています。

それから、やっぱり一番思うのは、いわゆる懲罰は、これは素人の考えですから、概念的なものは違うかも知れませんが、いわゆる前日に、浅尾さんの懲罰委員会がありました。そのときにいろんな話がありました。不穏当な発言があったがために懲罰に値すると、40条か何かありましたけど、我々は、素人は、一応条例見たときは、あれは不穏当じゃないのかと、懲罰に値するんじゃないのかと、これは素人が考えます。正確な意味ではないかも知れませんが、そう考えます。

それで、それが、それと、前の浅尾さんのときには、何が起きたかということ、じゃあ、議員さんはちゃんと発言を気をつけましょうというのが、共通認識のはずだったんですよね。それが、その翌日ですよ、その翌日にあんなことが起きたと。

で、それじゃあ同じことをするかというと、とても同じではないと、それは、素人にとっては、とても不思議です。だから、それは、幾らプロの人たちが、法にのっとってやったとしたら、それじゃあプロの方々は、市民の

方に説明できるかということを聞きたいと思っています。

で、なおかつ、「ほのか」には出てませんでした。浅尾さんのことば出ました。この間、議会のときに、鈴木達雄さんだったと思いますが、やっぱり謝ったじゃないかと、謝るだったらそれで十分かと言って、では、だったら、「ほのか」に何で載らないのかということも思います。

で、我々言いたのは、ダブルスタンダードはいけないということを言いたい。それから、やっぱり幾らこういうふうに、言っていると、批判しているように見るかも知れませんが、絶対一番勘違いしてほしくないのは、いわゆるいじめるためにやっているのではないと、頼むからちゃんとやってほしいと、それが、議会の信頼というものにつながると思うんですよ。

さっき太田さんが言いましたように、何をしてほしいかと、何をしてほしいというのを考えていただくことが、やっぱり我々も安心できる、それを考えた結果、出していただいたことが、我々は安心できる、いわゆる判断材料になると思いますので、そこのところを真剣に考えていただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 市民の方に、懲罰と不穏当の違いを聞いて、申しわけなかったですけど、確かに違うんですよ。

後ろに紹介議員の方も控えて見えますので、紹介議員の方が説明していただいても結構ですけど、今回は、それが問題ではなくて、要するに、猛省を促す具体的処置をこっちで考えてくれということですけども、また手続のことを言ってもあれですけど、こちらに12月議会の正式な議事録がございます。

この227ページには、最後に下江議長から、柴田議員に発言を許可して、その柴田議員は、そこで反省の弁と謝罪をしております。これは、公式な発言。

その後、下江議長から柴田議員に対して、こういうことがない、議会の品位と留意されて、陳謝されたことを肝に銘じ、再びこの発言をしないように嚴重注意、議長から公の場で、柴田議員に対して嚴重注意がありました。これは事実です。正式な手続は、要するに議会の流れの中での手続は、私は終わっていると思いますけど、市民の方が言われる感情の部分。納得のいく。それをどうするかということは、手続上のことは議会運営委員会で、正式に判断して、手続も終わって、我々は処理されていると。それで、感情の部分をどうやって処理するかというのは、手続によるか、難しいですね。

それで、本人に理解させる。要するに具体的処置、これ本人の人間的な部分もありますし、発言は、ある人が人格と言いました。ある人は、発言は人間性をあらわすと言ってます。

我々が、それじゃあほかの議員として、選挙で選ばれた同じ議員ですよね。対して、その個人の人格、人間性まで、入っていける部分があるのかなのか、それはどういう手続をもって入っていけばいいのか、かなり慎重に判断をしないと、個人、人間性の部分が出てしまう。その辺についてのお考えはどうなんでしょう。

○丸山隆弘委員長 太田恒久参考人。

○太田恒久参考人 今、滝川委員のほうから、感情的な部分だというぐあいに言われましたけど、手続は一応済んでいるということで、言われましたけど、もう一つ我々が問題にしているのは、議会基本条例に基づく政治倫理条例、要するに条例そのものを否定する内容になっているということが非常に大きな問題だというぐあいに思うわけです。

したがって、議会としてどのようにそういったいわゆる公の場での発言に対して、どのように対応する。また、この間の謝罪というか反省の中では、そのことは一切触れられて

いません。要するに、条例は勝手に決めた内規だということに関する反省は一切出されていないということです。そこが一番問題だというぐあいに考えるわけです。

○丸山隆弘委員長 竹川補助者、発言を許可します。

○竹川 誠補助者 それと、もう一つ議員さんたちは、自覚していると思うんですよ。

まず、休憩になりました、文字起こしして2時間ほど待ちましたよね。文字起こしして、ここを削除しようという話になって、また戻って、その次戻ってからすぐまた休憩になりました。これは、何がっていうと、我々は傍聴してましたが、これは、文字を削除して済むような問題ではないと、そういうふうにここで全員協議会かな、によって、そもそも柴田議員は理解していないんじゃないかと、そういう声がありました。話がそれるんじゃないかというところで終わって、じゃあ、もう少ししっかりやろうとしたときに、議会運営委員会の方が持っている文字起こしした文章を全員協議会のほかの人は見れなかったわけですね。

で、細かな検討ができなくなったわけですよ。そこを我々がちょっと疑問視するわけですね。

で、やっぱり自分たちがやっぱり何かこれはおかしいぞと確認している、実際に理解してないんじゃないかという言葉も出ている。そのことを無視して、手続上やっぱりこんだけやったと、いわゆる結論は謝ってもらったと、手続だけ済んじゃったと、それで済むかというのは、やっぱりそうではないと。

特に、太田さんが言われるみたいに、やっぱり理解してないということは、やっぱり議会のそもそもの根幹になりますから、それは大きな問題なんです。

で、ここまで持ってくると、このまたさっきの滝川さんのようにプロの方たちの理屈になってしまいますので、それをやったってあ

んまり解釈論をここでやるというつもりないんで、やっぱり一番素直な感覚をくんでほしいと思うんですよ。議会改革関係で、いわゆる市民の声を聞くとありますよね。システムじゃなくて、自分たちの読解力だと思うんですよ。意見を聞くというのは。

市民が何か言っていると、それを自分の言葉で頭で解釈して、どういうことを言っているのかと、いわゆる市民の人が全て自分の意見を正しく言えるとは限らないわけですよ。それを、そうではなくて、やっぱりそれを解釈する力というのをやっぱりやってほしいと。

ということで、我々も、今やっているのを、きちっと言葉足らずのところはあるかもわかりませんが、何を言おうとしているかということをよく判断していただいて、行動に起こしてほしいと思います。

○丸山隆弘委員長 ほかによろしいですか。

村田委員。

○村田康助委員 竹川さんが、今、議員が全員理解してほしいと、太田さんもそうですが、条例を理解してやってほしいということですけど、はっきり言って、18人が18人、100%条例を理解して議員になった当初はないと思うんですよ。

現実には、2年前には、加藤議員と白井議員は、現実には、議会基本条例は必要ないと言って、議長に動議を出したぐらいですから、ですから、そういう面を考えると、やはり全体でやはり条例を熟知するということは大切なことなんですけど、全員が全員、やはり100%理解しているというのは、少ない部分もありますもんですから、こういう不穏当発言も出る可能性があるもんですから、そういうものについては、議会が済むたびに議運で、済んだときにチェックして、そういうものを削除するだとか、本人に確認するとか、そういうことは現実にはやっているんです。

今回の場合は、多々あったということは、我々も感じてすぐ議運を開いたという経過で

す。

○丸山隆弘委員長 委員の皆さん、委員外議員の方もきょうは控えておられますので、直接お聞きしたい方、委員の皆さんありましたら、委員外議員、要するに請願紹介議員に対して、質疑もできますので、よろしくお願います。

太田参考人。

○太田恒久参考人 今、村田委員が、条例を理解していない議員もいるということを言われたんですけども、ならば、理解するような措置を新人議員さんに対しては、そういう対応をしていかなくちやおかしいんじゃないですか。

で、条例によって議会は、条例に基づいて運営されているわけですから、そこに議会のルールというのはできているわけですから、だから、知らないから不穏当発言が出るというのは、ちょっとおかしいかなと思うので。

まあ我々は、やっぱり議会基本条例に基づいて、一応今回のこういう請願なんかもやっているし、それから、さらにこういう趣旨説明会ですかね。それも議会基本条例に基づくものでありますし、だから、新城市議会が他に比べて非常に高く評価されている部分というのはあるし、我々市民としても、それは、高く評価しているんですよ。だから、議会基本条例にのっとって、あるいはそれを具体的に執行するには、細則なんかは当然あるし、これまでの流れもあるから、やっぱりそういう理解していただいて、やっぱり議会運営を進めていっていただかないと、市民として、ちょっと不満になりますよね。

だから、そこら辺のところは、やっぱり共通理解できるように、議会としての対応をやっぱりお願いしたいなということです。

そういうことで、安心して議会に任せられるという形になってほしいと、我々傍聴として、いろいろと問題が出てきたときには、これおかしいじゃないですかというような提

案を素人ながらやっているわけですが、そういう中で、議員の皆さんにそれを受けとめていただいて、政策とか、あるいは具体的なものに生かしていただきたいという思いです。

我々自身も、当初何も知らなかったですから、議会基本条例を読んだり、あるいは、この倫理条例ですか、そういうものを読んでいく中で、だんだん勉強して、ああこのようにやっていただければ、スムーズにいくのになんていうぐあいな思いも強いですが、それを無視するようなことは、議会の混乱を起こす問題ではないかと。

で、現実には、そういう問題が幾つも起こってきてしまったと。だから、議員の皆さん、あるいは議会、しっかりしていただきたいという思いでの請願です。

こういう請願は最後にしたいです。はっきり言って。

○丸山隆弘委員長 ほかにございますか。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

〔「発言できない」と呼ぶ者あり〕

〔「村田委員の発言に対して」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 委員外議員の方に対して、お聞きしたいことがあったら、まず質問していただいて、それに答えていただくという格好になります。

〔「村田委員が」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 白井議員、ちょっと静かにしてください。そういう順序でお願いします。

〔「質問したの」と呼ぶ者あり〕

〔「質問してない」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 そういう順序でお願いします。

〔「まだ質問してないって」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 委員長のほうから、申し上げます。

村田委員の発言については、ちょっと行き過ぎたところがありましたので、これ修正させていただきますけれども、私の責任において。議員全て17名、当然この条例も含めて、規則も含めて、それをしっかりと把握した中で、今までやってきておりますので、その上でのいろんなこういうすれ違い等々ございましたので、それに対して、感情がちょっと入った発言になったものですから、村田委員の発言については、後ほどまた注意なりまた話し合いをさせていただきますので、よろしくお願いします。誤解のないようにお願いします。

ほかによろしいですか。

委員外議員、紹介議員に対してはよろしいですかね。

滝川委員。

○滝川健司委員 じゃあ、紹介議員に。

紹介議員、今回4名の方が見えますけど、議員提案でいろんな手続、処分も含めた議員提案を出すことができますけども、あえて、その請願の紹介議員となった理由ですよね。2名の方であれば、問責決議であろうと、いろんな懲罰委員会を設置のような手続ができるにもかかわらず、それはせずに請願の紹介議員になったという。

それから、署名数が有権者の100分の1ということ为先ほど言われました。倫理条例においては、有権者の100分の1以上の署名があれば、市民から倫理審査会の設置設定ができます。こういう方法も考えられなかったのか、その2点を紹介議員の方。

○丸山隆弘委員長 委員外議員の皆さん、それぞれ答えていただけますか。

3人の方に、お願いします。白井議員。

○白井倫啓議員 なぜ出さなかったかというのは、本会議の場でもお話しさせてもらったんですが、これまで、先ほども村田委員が、加藤、白井ということで、名指しで議会基本条例廃案ということを出したことありました。

なぜあのとき出したかといいますと、住民投票がありました。住民投票になったということ自体が、まず考えられないんです。議会基本条例は、基本的には市民が主人公であるはずなんです。市民の声を聞く。議会がみずから市民の声を聞くから議会基本条例というのは成り立つはずなんです、住民投票がまず求められてしまった。それに対して、結果が出たにもかかわらず、結果が議会の対応を否定してしまったということ。その状態で議会基本条例が成り立つのかということで、再度スタートに立つべきだという意味で、あの議案は提出しておりました。そういうことを、言ってきたんですね、たびたび、事があるたびに。

例えば、政治倫理条例も加藤議員とは、山崎議員とか、打桐議員も出してきたんですが、議長には、いつも議会の中で、解決してくれということを前提にして、その次の行動として、政治倫理条例に対しての行動をとってきました。しかし、議会は動きませんでした。

今回も、柴田議員に対しては、議事録を読んでいただきますと、柴田議員に対して、議長が発言に対して注意をしました。しかし、柴田議員のその注意の後の発言は、同じことを繰り返してました。今回の政治倫理条例で、要は1人の議員を裁いているということを、最後まで言い続けました。

だから、動議だ、動議だ、緊急動議って出しました。それも無視されました。懲罰動議にかけろべきだということまで話しているのに、議会は無視しました。僕らに、これ以上何ができるでしょうか。

その中で、太田さんのほうから、今回このようなことをやりたいと、出したいと、市民としてやらなければ、議会としてももう自浄作用がないということを聞きまして、そのとおりだと思いました。

太田さんのほうからは、いろんな提案もありました。今滝川委員の言われている政治倫

理審査会の設置を求めたいということも言われましたが、ただ、政治倫理審査会というのは、そういうものでもないという理解をしています。議員の政治倫理であって、議会基本条例そのものを理解できないということで、政治倫理条例をやるべきではないというような議論もしながら、今回、具体的な措置を議会の判断でやってほしいという思いも受けとめまして、紹介議員になるべきだというふうに考えました。

議会の自浄作用に現在では期待できないというのが大前提にありました。

○丸山隆弘委員長 加藤議員。

○加藤芳夫議員 今、白井議員が言われたとおりなんですけども、実は、私はもう1点あるのは、今回のこの発言に対して、新城市議会の傍聴というのは、以前はほとんどないところから、非常に市民の皆さんが、市議会の行動に目を張っていただくようになってきました。議会の運営上、いろんなことの発言を市民の皆さんが聞いていて、今回、この請願については、自分自身もある程度心に思っていたところ、市民の皆さんからこれではいけないと、ぜひ請願を出したいという思いが伝わってきましたもんですから、ほぼ白井議員と同じ思いですけども、そういう中で、同調させていただいて、紹介議員になりました。ぜひ、今後ともこの市議会が、もっともっと開かれた市議会になり、また市民から信頼される議会になっていきたいという思いで請願の紹介議員になったことと、それから、2点目、署名のことでしたかね。署名は、実は、正式な本当に署名というと、住所、氏名から生年月日から印鑑ですか、全て必要ということで、少なくとも相当な時間と市民の皆さんに理解がいただくのに時間がかかるということで、この議会に間に合わせるためには、請願のほうが一般的な署名として、市民からの理解が得られやすいということで、署名のほうは、このような形の署名にさせていただい

ておきました。

○丸山隆弘委員長 浅尾議員。

○浅尾洋平議員 私のほうからは、今白井議員、加藤議員が言われたことに網羅されていますので、大きくは同意というか同じ意見なんです。私のほうからは、やっぱり今回の請願書というのは、市民のほうから本当にこの議会、運営任せていいのかという、本当に切なる思い、熱意が感じられましたので、まずそこで理解をさせていただいて、私も名前を連ねさせていただいたという状況が、まず1点ございます。

この間、議会運営のほう、また議会のほう、市民の方々が、本当に傍聴していただいて、たくさんの方が関心を持っていただいて、見ていただいております。

そうした中で、本当にこの議員の言動だとか、また行動だとか、そういったものを逐一見ていただいて、おかしいことはおかしいと言っていく必要が市民側からやる必要があるんじゃないかというふうに思って、熱意を感じております。

私たち議会は、本当に市民の声を聞くところからスタートをするべきではないかというふうに、私自身も学ばさせていただいております。

今回は、1点、その懲罰がなぜその当時やらなかったのかという、滝川委員のお話、そして、戻りますが、当時滝川さんも話ありましたように、休憩の後に、全員協議会を開かれて、私も加藤議員も白井議員も言ったのが、議事録をとにかく見せてほしいと、ここにいる6人の議運だけしか配られてなかった議事録を、18名全員に配ってほしいと言った、口酸っぱく言った覚えがあります。

それはなぜかと言いますと、懲罰委員会をかけようにも、正確な、何を言葉と言ったのかということが、書面にあらわれて、これが懲罰に当たるんじゃないかという書面がつかれないからであります。

ですから、議会を構成しているのは18分の1、18名全員ですので、議運じゃない人、議員、関係なく、同じ情報は伝えてほしいということで、議事録をとにかく僕らにも渡してほしいというふうに言った次第であります。

ですが、しかし、丸山委員が配るなという形で、結局6名のここにおられる議運の者だけに落とし込まれたということが、懲罰にかけなかったという最大の原因であります。

今回の請願の文章の書面なんです。この書面は、実に本当に当時市民の方が傍聴したメモを組み合わせ、複数のメモを聞き取りながら、何を柴田議員が当時言ったのかというのを再現に近いような形で、一生懸命皆さんが組み合わせて、この請願書をつくったということで、私本当に心打たれました。

本当にそこまでして、市民の方々が議会運営に不安を持っているんだなということで、私自身も本当に不安にさせてしまっている一議員として申しわけないなというふうに思って、正常化に向けて頑張りたいというふうに思って、私も名を連ねたということです。

ですから、本当に市民の方々は、誠実にメモからつくって、請願書をつくられているということを強調したいと思います。

私自身は、こうした400名余の市民の署名が重たいと思っておりますので、ぜひこれを機会に、議会一議員としても、誠実に対応して、信頼回復できるように、前向きに頑張りたいと思いますので、ぜひ御検討よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川委員、質疑に入ってください。

今委員外議員に対して、お尋ねしたものですから、滝川委員よろしくお願ひします。

○滝川健司委員 今、紹介議員の方が言われた趣旨と違う趣旨に変われば、また言うただけならば。今大体言うていただいたもんだと思ってますので。

〔「違うというか、最終的に判断になる。」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 今の何。ちょっと聞こえないんですけど。滝川委員もう一回。

○滝川健司委員 要するに、100分の1の署名があるのに、倫理条例設置請求じゃなくて、請願という、まあ請願は、この署名は別になくても出せる。だから、その辺のことについて言われたので、補足。

○丸山隆弘委員長 太田参考人。

○太田恒久参考人 なぜ政倫審にしなかったのかというので、ちょっと補足をしたいと思います。

我々も、政倫審でいこうかどうか、加藤議員の説明があったとおりになんですけど、ただ、政倫審への請願というのは、今回の発言では、ちょっと、何ていうのか、らしいぐらいしかないんですよ。

だから、余り適合しないんじゃないかというのが、最終的な判断なんですけど、要するに条例そのものの指定という形なので、倫理条例とはちょっと違うかなということで、それで、ほかにどういうやり方があるのかも検討しました。だけど、一番適切なのは、当日というか、発言のあった直後の懲罰委員会が一番適切かなという感じはしたんですけど、それは市民の権利ではありませんので、であるとすれば、最終的には請願という形で、市議会の皆さんに考えていただこうという、議会として考えていただこうという形が、最終的になったと。

まあ、時間的な問題もありましたけれども、ちょっと内容を検討していく中で、大分時間がかかったものですから、だけど、その趣旨を見ると、やっぱりこれは政倫審をお願いする内容ではないなという判断で、今回の議会に考えていただきたいという請願になったというぐあいに補足説明いたします。よろしくお願いします。

○丸山隆弘委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 先ほど紹介議員の方の発言の中で、いろいろちょっと気になったんですけども、まず、議会基本条例の廃止を出された。それ以外にも、確かあのときは、議長の不信任案を出されました。

で、私と鈴木達雄議員に対する問責決議を出されました。

で、それぞれ正式に受理され、正式な手続を経て議題とはなかったというのか、どういう表現をしていいか、議決されなかったという流れがあります。

で、前回の12月議会のときも、動議を出したけども無視されたと言ってますけど、無視はされてない、動議を諮って却下されているということで、無視はしてないですね。言葉づかいには気をつけていただきたいと思います。無視はしてません。議会のルールにのっとって、処理しているはずですよ。

〔「議事録」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員 それから、議会の自浄作用に期待できないとおっしゃった。先ほどの請願の要旨の説明の中で、猛省を促す具体的措置をしてほしい。それを内容については、議会に任せるといって、要するに、議会の自浄努力に期待をしている。期待できない人が期待しちゃってるんですよ。それも矛盾していると。

やっぱり、期待できないんじゃないかって、そこは手続の部分とやるべきこと、あとは。

〔「質問してもらわないと」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員 何を言わんとしているか。議会として、その条例を周知、あるいは倫理条例なり、基本条例なりを勉強してもらったり、理解してもらうのは当たり前のことで、それが前提で、我々議会運営をやってる。

でも、議員によっては、勝手な解釈をしたりとか、条例は人によって解釈の仕方が違うというふうなことを言う人も出ちゃうわけです。

だけど、我々は、一つの条例、文言に基づいて、倫理条例、あるいは基本条例に基づいて、議会運営をやっていますし、これを個人個人で勝手なことをやられては、議会を運営していけませんので、それは、規則なり、先例集も、条例じゃないですけども、取り決め、内規的な先例集に基づいて、議会運営をやっています。

で、それ以上の部分についていうと、なかなか口に出しにくい部分はあるものですから、あえて言いませんけども、わかっていると思います。

そういう形で、我々は、議会運営を規則に基づいてやっています。ということです。

○丸山隆弘委員長 滝川委員、よろしいですかね。

○滝川健司委員 はい、質問じゃないです。ちょっと質問ではなくて、先ほどの白井議員の発言に対して、ちょっと言いたかったことがあったものですから言いました。

○丸山隆弘委員長 ほかにはよろしいですかね。

ちょっと委員長のほうから、先ほどの浅尾議員のほうからの発言の中で、私が議事録を配るなど、こういうふうに言ったような発言かとちょっと聞き取ったわけがありますけれども、その辺の訂正はありますか。

○浅尾洋平議員 全員協議会で、丸山委員長が。

○丸山隆弘委員長 そういう伝え方をしたかどうかを確認をさせていただきます。

○浅尾洋平議員 配っていいのかというふうに言った。

○丸山隆弘委員長 配るなど、先ほど発言されとったけどどうですか。

〔「ニュアンスとしてはそう感じました。」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 あなた方じゃなくて、委員外議員に一応聞いておりますので。

○浅尾洋平議員 配っていいんですか、議長

というふうに言って、それで結局その後に配られなかったものですから、配らなかったということになると思うんですが。

○丸山隆弘委員長 訂正ですね。それじゃあ。先ほどの発言は。

私どもは、発言に責任を持っておりますので、議員は市民に対して。ですから、誤解を得るような発言というのは、しっかり注意をしていただいて、発言をしていただきたい。事実に基づいて発言していただくというのが、鉄則でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

どうなんですか。

○浅尾洋平議員 議事録を見てもらえば、わかると思うんですが。

○丸山隆弘委員長 私のそれじゃあ、配るなど、こういうふうに発言したと。それはそのままでもよろしいということですね。

○浅尾洋平議員 そういうふうに聞いておりますけど。

○丸山隆弘委員長 ほかにはありますか。ほかよろしいですかね。委員外議員の皆さんにもう一回確認したいことありましたら。よろしいですか。山崎議員もいいですかね。山口委員。

滝川委員さん。

○滝川健司委員 倫理条例の話が出ました。そもそも倫理条例というのは、裁くための条例じゃないです。その辺を理解して、議会みずから律し、その選ばれた公人としての倫理を守って高めていくために必要な私の宣言だと思ってます。

ですから、何かあったときに、それを裁くというか、判断するケースもあるでしょうけど、基本的に裁くための条例じゃない。みずから律していくための、倫理観を高めていくための条例だと思いますけど。

で、この任期に入って、5回開かれました。一番最初は、御存じの長田議員の発言です。あれも、既に議会議事録上は、議事録という

か手続上は処理をしている途中で、ああいった形で外部に問題が出て、にっちもさっちもいなくなっていて、ときの議長が議員2人に倫理の設置を出すようにという指示をしたわけです。そういう経過です。その辺の裏話はいいですけど。

2つ目の倫理条例のときも、山崎議員、要するに、住民投票のチラシの文言の外部、要するに、議場外でやりとりしていたことを議場の中に持ち込んだんですけど、そもそも倫理条例を理解していれば、あれをチラシ合戦のことを倫理条例違反だと、議場に設置請求することは、私はないと思ってます。

だけど、あのとき、設置請求した加藤議員と白井議員だったかな、白井議員は、倫理条例本当に私は趣旨を理解しているのかなというのを当時疑問に思いました。だから、手続上、審査しなくてはならなかった。

それ以降の倫理審査ごっこじゃないけど、本当に情けないような内容でした。本当に倫理条例を理解しておれば、あんなことは起こらなかったと私は思っています。

そういう意味で言えば、最初に、長田議員のことは別にして、2番目の倫理審査会の請求は、白井議員自身が、倫理条例の本質を理解してないと、私は思っています。

○丸山隆弘委員長 よろしいですか。滝川委員。

○滝川健司委員 意見です。

○丸山隆弘委員長 お聞きしたいことだけ。発言許可してる。

○滝川健司委員 と、私は思いますけど、白井議員はどう思いますか。

○丸山隆弘委員長 いいですね。

○滝川健司委員 聞いた。白井議員に聞いております。私はそう考えます。あなたは本当に倫理条例を理解して、あの倫理審査会設置請求を出したのか。

○丸山隆弘委員長 今回のきょうの請願の趣旨とちょっと離れてきますので、また別の場

面が幾らでもあると思いますので、その辺は論議をしていただきたいと思います。

質疑はないようですので、以上で、参考人、また委員会議員に対する質疑は終了させていただきます。本日は大変ありがとうございます。ありがとうございます。

この際、しばらく休憩をします。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時50分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

本請願について、自由討議に入りたいと思います。

御意見ございましたら。

よろしいですか。御意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 それでは、発言がないようですので、自由討議を終了します。

これより、討論を行いたいと思います。

討論はありませんか。

小野田直美委員。

○小野田直美副委員長 平成29年度、請願第1号、柴田賢治郎議員の12月議会での発言に関して議会の具体的措置を求める請願書について、私は、趣旨採択の立場で討論いたします。

柴田議員の発言につきましては、12月議会最中に、全協での話し合いがあった後、議長から厳重注意があり、配慮が欠けたことについてのおわびが本人からありました。

請願では、柴田議員のみならず、今の議会への不安や憤り、あと議会への期待、ほか、議員への他人への不信や怒りが重なっている気持ちは、この請願から理解できます。

議会倫理条例の侮辱は、議会としてどう捉えるのかという御質問がありましたが、それも含めて、議会改革では、委員長、また委員の責任により、条例の理解をもって考えてい

くべきだと思っております。

しかしながら、この請願につきましては、
今後は、個人の資質、理解による個人の責任
に帰すべきものと判断いたしましたので、趣
旨採択いたします。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありません
か。

山口委員。

○山口洋一委員 ただいま議題になっており
ます、柴田議員に対する具体的な措置を求め
ることについて、採択の立場で討論したいと
思います。

ただし、これは、柴田賢治郎議員個人を責
めるのではなくて、我々17名の議員全体に課
せられた請願だという理解の中での討論だ
ということを御理解いただきたいと思います。

したがって、今現在、諸問題がある中で、
議長提案の中で、議会改革検討会が開催をさ
れております。その場において、やはり将来
あるべき姿、今間違っている形、これを是正
するような研究会であり、その結論を見出す
中で、我々全員がそういった意味で反省をし
ていくという意味合いにおいて、これは具体
的な方策になるのかもしれませんが、それに
基づいて、今後進めていくのが適切ではない
かということでありますので、本議案につ
きましては、採択をしたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論ありませんか。

村田康助委員。

○村田康助委員 不採択の意味で、討論させ
ていただきます。

12月におきまして、既に柴田議員は、不穩
当発言等について、取り消しの申し出等があ
り、かつ議長室等におきまして、皆さんに謝
罪をし、かつ受け入れております。

また、全協等においても謝罪を述べ、また
本会議場においても、反省の弁を述べており
ますし、議長から厳重注意を受け、きちんと

した新城市のルールにのっとった形での処分
という形になっておりますので、議会として
のルールは、きちんとなされているというふ
うに確信をしております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありません
か。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 私は、今回の請願第1号、
柴田賢治郎議員の12月議会での発言に関して
議会の具体的な措置を求める請願書につ
きましては、趣旨採択の立場で討論を行いた
いと思います。

今回の請願の気持ちは十分理解して
おります。

この基本条例、あるいは倫理条例等の理
解の問題は、一柴田議員だけの問題で
はなく、議会全体の問題だと思
っております。

今回、この柴田議員に対して、猛省を促
す具体的な措置ということですが、私は、
これ個人にだけ課すべきものではないと思
っております。議会全体が、その猛省を促
す具体的な措置という形で受けとめるべき
だと思いますし、それは、今現在、行
われております議会改革の検討会、これ
が、この猛省を促す措置、あるいは具
体的、我々議会が取り組んでいる措置の
一つであると思っております。

その議会改革検討会も、まだ始まったば
かりで、傍聴されている方にとっては、
歯がゆい部分もあるかもしれませんが、
これでしっかりと応えて、この改革検討
会の中で、しっかりと理解等を全議員に
周知するとともに、新たな新城市議会
として、この基本条例と倫理条例を打
ち出して、見直していくことがこの請
願の願意に応える部分でもあると思
います。

よって、既にといった形での措置とし
ては取り組んでいるというふうに理
解し、今回の請願につきましては、趣
旨採択にしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

これより採決します。採択と趣旨採択、不採択、三つの討論がありますので、起立により採決をしたいと思います。

本請願を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山隆弘委員長 起立少数と認めます。

次に、本請願を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山隆弘委員長 起立少数と認めます。よって本請願は不採択すべきものと決定しました。

〔「まだ不採択が」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 ちょっとしばらくお待ちください。もう一回確認します。

説明しますけれども、最初に趣旨採択の方がお2人見えた。よって、起立少数であったという結論です。

それから、次に、請願を採択すべきということで、1人お見えになりました。それも起立少数である。

結果、よって、本請願については、不採択とこういう形になります。と決定しました。

よろしいですね。

以上で、本委員会の審査は、終了をさせていただきます。

なお、請願に関する委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもちまして、議会運営委員会を閉会します。

閉 会 午後3時00分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

議会運営委員会委員長 丸山隆弘